

日本シェアオフィスセンター 利用契約書

株式会社日本シェアオフィスセンター
2021. 01. 01 版 ver. 1. 1

第1条（定義）

本利用規約は株式会社日本シェアオフィスセンター（以下「甲」といいます）が、運営する乙制オフィスバーチャルオフィスの利用規約です。

利用乙（貴社名）（以下「乙」といいます）は、以下の利用規約条項を承認し、締結し乙となります。

第2条（本規約の変更）

1. 本規約はバーチャルオフィスサービスを利用する全ての乙に適用されるものとする。
2. 甲は、本規約を予告なく変更、追加することができる。
3. 甲は、本規約を変更、追加したときは、速やかに乙の登録されたメールアドレス・LINE ID に宛てて変更、追加事項を送付する。
4. 変更後の規約は、甲が別途定める場合を除いて、通知時点より効力を生じるものとする。
5. 本規約の変更、追加の効力が生じた後、乙がバーチャルオフィスサービスを利用した際には、変更・追加後の本規約の全ての記載内容に同意したものとみなす。

第3条（乙情報の取扱）

甲は乙情報について守秘義務を負い、原則として、乙情報を乙の事前の同意無く第三者に対して開示しない。但し、次の各号の場合には、甲は、乙の事前の同意無く乙情報を開示できるものとする。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

乙情報については、「プライバシーポリシー」に従い、甲が適切に管理、取り扱うものとする。甲は、乙情報について、バーチャルオフィス運営以外の目的には使用しない。

第4条（入会申込）

バーチャルオフィスサービスを受けようとする者は、本規約を遵守することに同意の上、ウェブサイト「入会申込みフォーム」に必要事項を記載して、甲に入会の申込みをするか電話にて申し込みをする。

入会の申込みを受けた甲は、「入会手続のご案内」及び「入会の為のお尋ね」を申込者から通知されたメールアドレス・LINE ID宛に送る。申込者は「入会手続のご案内」に従い、次の各号に定める書類を送付する。

なお、入会承認・契約後 住所を利用できるものとする

小川町オフィス

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-6-1宝ビル8階

1. 個人による入会申込みの場合（個人乙）
 - I. 申込者の運転免許証、健康保険証又は住民票等の公的機関が発行する書類で、現在の住所、生年月日の記載のあるもの。但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より6ヶ月以内のものに限る。
 - II. 商号の登記を受けている場合は、その履歴事項全部証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）
2. 法人による入会申込みの場合（法人乙）
 - I. 当該法人の履歴事項全部証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）
 - II. 当該法人の代表者の運転免許証、又は住民票等の公的機関が発行する書類で、現在の住所、生年月日、顔写真の記載のあるもの。但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より6ヶ月以内のものに限る。

第5条（入会審査）

1. 入会の可否にかかわらず、提出書類の返還は行わないこととし、申込者から提出された情報の取り扱いについては本規則第4条の定めによるものとする。
2. 申込者について、「出会い系」、「情報販売」、「未公開株の取引」等で詐欺行為や風俗営業に関する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある事業内容が疑われる場合、入会は認めない。また入会后において、「出会い系」、「情報販売」、「未公開株の取引」等で詐欺行為や風俗営業に関する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある事業を行っている疑いがある場合も即時契約を解除し、退会するものとする。（尚、この場合、入会金、利用料等の返金は一切行わないものとする。）
3. 申込者から、定められた期日までに提出書類の提出が無かった場合は、入会の申込みが撤回されたものとみなす。また、その場合、再度の申込みには応じない。
4. 審査の基準や審査の結果に対する問い合わせには応じない。

第6条（入会の手続）

1. 申込者は、甲から入会を承認するメールが届いた場合は、甲がそのメールを当該申込者に対して送信した日の翌日から起算して3日（尚、金融機関の窓口休業日はこの日数に含めない）以内に、所定の入会金又は契約金（以下「入会金等」という）を甲の指定する金融機関預金口座に入金する方法によって支払うものとする。
2. 申込者がクレジットカード決済を選択した場合は、決済代行会社（PayPal）のシステムを利用して決済を行うことができる。
3. 期日までにこれらの支払がない場合は、入会の申込みが撤回されたものとみなす。また、その場合、再度の申込みには応じない。
4. 来店による入会手続きは、小川町オフィスのみで予約制で行う。持参品は、第4条の書く書類。
5. 甲は入会金等の入金を確認した後、申込者に対し、契約の内容についてメールで連絡するとともに、「利用契約書」、「犯罪収益移転防止法に関する住所確認のお願い」他、所定の書類を「転送不要の書留郵便（本人限定）」を使用して申込者の住所に送るものとする。申込者が受領した日からサービス開始とする。

第7条（権利の譲渡禁止）

1. 乙の資格は、第4条乃至第6条の手続を経て入会を承認された者（法人の場合は代表者）のみに付与されるものとし、その譲渡（合併、会社分割等による地位の継承、事業譲渡、株式の譲渡及び法人代表者の変更等による乙資格の付与を含む）は禁止する。但し、法人乙の代表者変更の場合で事前の審査の結果、甲が乙資格の付与を認めた場合はこの限りでない。
2. 乙資格について、質権の設定その他の担保に供する等の行為は禁止する。

第8条（申込み内容、契約内容の変更）

1. 乙は、利用契約書に基づく契約内容のうち次の各号に定める項目について、変更もしくは追加を行う場合は、予め甲にその旨を申し出て、必要書類の提出等を行い、審査、許諾を受けなければならない。
 - I. 法人乙の名称（個人事業を法人化した場合を含む。）
 - II. 法人乙の代表者
 - III. 事業内容
 - IV. バーチャルオフィスサービスの利用用途
2. 前項の許諾を得ずに行った変更もしくは追加について、甲が不相当と判断したときは、甲は、当該乙に対し、当該変更もしくは追加を取りやめるよう、期日を定めて勧告することができる。
3. 前項の勧告を受けたにもかかわらず、期日までに変更・追加を取りやめなかった場合は、その理由の如何にかかわらず、当該乙は強制退会処分とし、乙の資格を喪失させる。
4. 第1項の変更もしくは追加の申し出が許諾された場合は、乙は当該変更・追加を行った日（登記が必要な場合は変更登記手続の完了日）の翌日から起算して7営業日以内に次の各号に定める書類を甲に提出して、変更手続を行わなければならない。
 - I. 法人乙の名称の変更
 - II. 法人乙の代表者の変更・変更登記手続後の法人の履歴事項全部証明書
・代表者の特定事項（氏名、住所地、生年月日）を証明する運転免許証、健康保険証又は住民票等の公的機関が発行した書類。但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より3ヶ月以内のものに限る。
 - III. 事業内容の変更・追加・法人乙の場合：変更登記手続後の法人の履歴事項全部証明書（発行日より7日以内のもの）
・個人乙の場合：不要
 - IV. バーチャルオフィスサービスの利用用途の変更・追加

5. 次の各号に定める事項について変更を行った場合は、変更日（登記が必要な場合は変更登記 手続の完了日）の翌日から起算して7 営業日以内に、甲に、変更があったこと及び変更日 を連絡するとともに、各号ごとに定める添付書類を提出して、変更手続を行わなければならない。
 - I. 法人乙の住所 ・変更登記手続後の法人の履歴事項全部証明書（発行日より7日以内のもの。以下同じ。）
 - II. 法人乙の代表者の住所 ・変更登記手続後の法人の履歴事項全部証明書 ・代表者の変更後の住所を証明する運転免許証、健康保険証又は住民票等の公的機関が発行した書類。（但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より3ヶ月以内のものに限る）
 - III. 個人乙の住所 ・変更後の住所を証明する運転免許証、健康保険証又は 住民票等の公的機関が発行した書類（但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より3ヶ月以内のものに限る）
 - IV. 個人乙の氏名 ・旧氏名と新氏名の両方が記載された運転免許証、戸籍 謄抄本又は住民票等の公的機関が発行した書類（但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より3ヶ月以内のものに限る）
 - V. 取引担当者の住所 ・変更後の住所を証明する運転免許証、健康保険証又は住民票等の公的機関が発行した書類（但し、有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票については発行日より3ヶ月以内のものに限る）
 - VI. 緊急連絡先電話番号 ・添付書類は不要
 - VII. 連絡先メールアドレス・LINE ID ・添付書類は不要
 - VIII. 取引担当者の緊急連絡先 電話番号 ・添付書類は不要
6. 本条に定める変更手続について手数料は不要とする。ただし、変更日より6ヶ月以内に同一 事項について再度変更もしくは追加手続を行う場合は、変更事務手数料として手続1件あたり 1,000 円を徴収する。
7. 商号の登記を受けた個人乙の契約内容の変更については、別に定める。

第9条（営業日及び営業時間）

甲の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 ・毎週の月曜日から金曜日までとする。但し、以下の日を除く。

- a. 国民の祝日
 - b. その他、甲が予め休業日として乙に告知した日
2. 営業時間 ・ 午前 10 時から午後 6 時までとする。

第 10 条（サービスの提供）

1. 甲は、前条に定める営業日の営業時間において、バーチャルオフィスサービスを乙に対して提供する。
2. バーチャルオフィスサービスは乙にのみこれを提供する。但し、乙の申し出により、甲が登録を認めた乙の従業員等にも、乙の管理のもと、サービスを提供する。
3. 甲、乙相互間の連絡はメール/LINE 又は電話によるものとし、乙はサービスの提供を受ける基礎的環境として、自己の責任において、パーソナルコンピュータ又は携帯電話等による電子メール/LINE の利用環境を整える。

第 11 条（郵便物等の取扱）

1. 甲は、乙との利用契約に基づき、乙宛の郵便物並びに宅配物（以下「郵便物等」という）を代理受領し、メール等所定の方法で乙に報告するとともに保管、転送、引渡しを行う。
2. 郵便物等の転送は、乙との利用契約に基づく郵便物転送先住所及び宛名（以下「転送先」という）に行う。
3. 乙が郵便物等を甲の事務所で引き取ろうとする場合は、甲もしくはその指定する者に次に定めるもの全てを提示しなければならない。
4. 甲による郵便物等の保管期間は、甲が当該郵便物等を受領した日の翌日から起算して 30 日間とする。
5. 前項に定める保管期間を経過しても郵便物等の引取が無い場合、甲は、当該乙に通知した上で郵便物等を有償保管、廃棄することができる。
6. 前項に定める通知は、廃棄日の 2 週間前までに乙の連絡先メールアドレス・LINE ID に宛てメール/テキストメッセージで、及び乙の住所に宛てて書面で行う。
7. 郵便物、宅配物等のうち**現金書留郵便、内容証明郵便、特別送達郵便等の特殊取扱郵便物、代金引換宅配物、海外からの郵便物**などの代理受領は行わない。但し代金引換宅配物は、次の各号に定める場合には代理受領を行う。
 - I. 代金引換宅配物については以下の条件の下で取り扱う。

- a. 事前に甲に受取を依頼する。
 - b. 事前に代金相当額を甲の指定する金融機関預金口座宛に送金する。尚、送金額に不足があった場合は、額の如何にかかわらず対応しない。
8. 郵便物等のうち、以下の各号に定めるものについては、甲が当該郵便物等を受領した即日、同種類の郵便物等にて転送先に着払い転送する。
- I. 縦、横、高さの合計が 140cm 以上のもの
 - II. その他甲が保管することが困難と判断したもの
9. 甲は、郵便物等の受領報告の失念又は遅延、及び損壊、紛失、誤配等の郵便・宅配事故については、故意による場合を除き、郵便事業株式会社「日本国内郵便約款」及びヤマト運輸株式会社「宅配便利用約款」に準じる。
10. 届いた郵便物の開封は、会員の指示がある場合を除き理由当社では開封しない。
11. 残高不足により不在票にて対応した書留や宅急便等につきましては、保管期限が経過いたしますと差出人へ差し戻しとする。

第 12 条（会議室、ワークスペースの利用）

乙並びに乙管理のもと登録された従業員は、別途定められた「貸会議室利用規約」に従い会議室又はワークスペースの利用ができる。但し、利用予約等については乙（第 8 条に定める取引担当者を含む）のみ行うことができる。

第 13 条（WEB サイト上の住所等表示法）

1. 提供住所等を乙がインターネット上に表示する場合は、これを画像処理等の甲が指定する方法により行う。但し、画像処理等が行えないことについて特段の事情がある場合は、予め甲に申し出て、その指示に従うものとする。
2. 乙以外の者が乙の情報として提供住所等をインターネット上に表示した場合は、当該乙の責任と管理の下に行われたものとみなし、前項の定めを適用する。
3. 第 1 項及び前項の定めによらず表示した場合は、甲は期日を定めて乙に是正を勧告し当該期日までに従わない場合は、当該乙を強制退会処分とする。

第 14 条（利用料の支払）

利用代金等

サービス開始日時はご入金確認後とする。また、乙資格は自動継続となり、入金期限までに月

会費を支払うものとする。また、必要費用が未納な場合、弊社は当該乙へのサービスを停止することができる。尚、如何なる理由があろうと一度入金した会費等は返金しないこととする。クレジットカード決済を選択した場合、毎月の自動引き落としも選択できる。

第 15 条（乙資格の停止及び強制退会処分）

甲は、乙が以下の何れかに該当すると判断した場合、理由の如何を問わず、乙への事前の通知又は催告を要せず、乙資格を一時停止し、または乙資格を剥奪して強制退会処分とすることができる。

- a. 本規約並びにバーチャルオフィス運営に関連し作成、告知された規則に違反した場合
- b. 犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができない場合
- c. 利用契約や登録事項の登録に際して、虚偽の申告を行った場合
- d. 契約書に記載された事業内容以外の事業を無断で行った場合
- e. バーチャルオフィスの利用料金や立替金、契約金、郵便料金等前払い金の支払期日を無断で遅延した場合
- f. 登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレス・LINE ID/LINE ID に 3 日以上継続して連絡が取れない場合
- g. 甲や他の乙の信用を毀損し又はこれらの者に損害を与えた場合
- h. サービスの利用状況や被害の申出等から、刑事事件に関与していることが疑われる場合
- i. 公序良俗に反した行動があった場合
- j. 政治活動、宗教活動等にバーチャルオフィスサービスを利用した場合
- k. その他、前各号に準ずる事由があった場合

第 16 条（乙資格の停止の効果）

乙資格の停止期間中は、甲が提供する住所の登記利用を除き、全てのバーチャルオフィスサービスの利用を停止する。但し、資格停止期間中も利用料の減額はしない。

第 17 条（強制退会処分）

1. 強制退会処分により乙資格を剥奪する場合は、当該乙の届け出た連絡先メールアドレス・LINE ID/LINE ID に宛ててメール/テキストメッセージ及び乙の住所に宛てて書面で、強制退会処分の通知を行う。退会日は通達日を持って効力を発する。
2. 甲は、退会日をもって当該乙に対する全てのバーチャルオフィスサービスの利用を停止する。また、強制退会処分によって当該乙に基本利用料等の未利用分の料金が発生しても、その返金は行わない。

3. 第1項に定める通知を受けた乙は、提供住所等をインターネット上、名刺、パンフレット等に記載している場合は、即日その全てを削除、破棄しなければならない。尚、乙以外の者が乙の情報として、提供住所等をインターネット上で表記している場合も、当該乙の責任の下で、その全てを削除、破棄しなければならない。
4. 第1項に定める通知を受けた乙は、提供住所を登記に使用している場合は、通達日以降その変更もしくは抹消の登記を行わなければならない。
5. 第3項及び前項に定める事項が通達日以降履行されなかった場合、甲は、下記金員の合計額を当該元乙に請求することができる。
 - I. 通達日の翌日から第3項及び前項に定める事項の履行日までの間、当該元乙がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合に甲に対して支払うべき利用料金
 - II. 前号の利用料金について、当該元乙がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合の約定による支払日の翌日から第3項及び前項に定める事項の履行日まで年14.5%の割合による遅延損害金。
6. 強制退会処分となった元乙が通達日において甲に対して負担する残債務については、その全額を甲が指定する支払期日までに支払うものとする。支払期日までに全額が支払われない場合は、その未払金額について支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.5%の割合による遅延損害金を合わせて支払わなければならない。

第18条（コース変更・退会・契約解除）

1. 乙は、バーチャルオフィスサービスの契約コースの変更、契約の解除及び退会する場合は、強制退会処分の場合を除き、更新日の1ヵ月前までに以下の各号に定める事項を所定の方法で甲に連絡する。
 - I. コース変更、退会する旨
 - II. コース変更予定日、退会予定日
 - III. 退会にかかる清算金の受取のための金融機関預金口座情報（口座振替・クレジットカード決済による利用料金支払の場合は除く）。尚、当該乙は、半年払いコース、1年払いコースの乙は、コース変更の申請が1ヵ月に満たない場合はコース変更手数料として5,500円を支払うものとする。但し、毎月払いコースの乙はこれに該当しない。半年払いコース、1年払いコースの乙は退会予告期間が1ヵ月に満たない場合の解約申請は、解約事務手数料として5,500円を支払い退会するものとする。但し、毎月払いコースの乙はこれに該当せず、次月分を支払い退会するものとする。

2. 退会予定の乙は、提供住所等を退会予定日までにインターネット上、名刺、パンフレット等から全て削除、破棄しなければならない。尚、コース変更、乙以外の者が乙の情報として、提供住所等をインターネット上で表記している場合も、当該乙の責任の下で、退会予定日までにその全てを削除、破棄しなければならない。
3. 提供住所を登記に使用している場合は退会予定日までにその変更もしくは抹消の登記を完了させ、当該登記手続完了後の履歴事項全部証明書を甲に提出しなければならない。尚、当該変更又は抹消登記の申請書を管轄の法務局が受領したことを証明できる書類の提出をもって当該登記手続完了後の履歴事項全部証明書の提出に代えることができる。
4. 退会日後も第2項及び前項に定める手続をせず、提供住所等を使用している場合は、甲は、下記金員の合計額を当該元乙に請求することができる。
 - I. 退会日の翌日から第2項及び前項に定める手続の履行の日（登記手続については当該登記手続完了後の履歴事項全部証明書の甲宛提出の日）までの間、当該元乙がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合に甲に対して支払うべき利用料金
 - II. 前号の利用料金について、当該元乙がバーチャルオフィスの利用を継続していた場合の約定による支払日の翌日から第2項及び前項に定める事項の履行日まで年14.5%の割合による遅延損害金
5. 甲は、乙の退会月更新日から起算して7日以内に退会にかかる精算金を当該元乙にメールにて清算金請求書を通知し、当該元乙は甲に7日以内に銀行振込及びクレジットカードにて支払う。この場合の振込手数料は当該元乙の負担とする。甲が精算金を支払うべき場合は退会月更新日から起算して7日以内に清算金をメールにて通知し清算金から振込手数料を差し引いた清算金を銀行振込にて支払う。いずれの場合も支払期日が金融機関の休業日に当たる場合はその翌日までに支払うものとする。
6. 更新日の1ヵ月前以降に退会予定者が甲に対して退会の申し出を行った場合は、退会予定者は次月分の請求書に基づく請求金額を支払期日までに支払うものとし、その後第5項及び前項に基づく精算を行う。尚、第17条第3項の規定は本項に準用する。
7. 天災地変その他の不可抗力により、甲が営業持続不可能となった場合、本契約は終了する。その際、乙は移転料、立ち退き料等の一切の請求を行わない。

第19条（運営の中止、中断）

1. 甲は、以下の場合には「日本シェアオフィスセンター」の運営を中止・中断できるものとします。
 - (1) ビル管理会社及び甲が「日本シェアオフィスセンター」の設備保守を実施する場合。
 - (2) 天災、停電、戦争等不可抗力により「日本シェアオフィスセンター」の提供が可能な

くなった場合。

(3) その他、甲が「日本シェアオフィスセンター」の運営上一時的な中断が必要と判断した場合。

2.甲は、前項の規定により「日本シェアオフィスセンター」の運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を通知します。但し、緊急やむをえない場合は、この限りではありません

第 20 条（免責）

甲は、バーチャルオフィスサービスの利用により発生した乙の損害、及びバーチャルオフィスサービスの提供に関連して乙又は第三者が被った損害について、一切の責任及び損害賠償責任を負わないものとする。

第 21 条（管轄裁判所）

甲と乙（過去に乙であった者を含む）の間に係争が生じた場合、第一審の合意管轄裁判所は東京簡易裁判所及び東京地方裁判所とする。

附則

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施し

以上 甲・乙両者は利用規約に同意し契約致します。

西暦 年 月 日

甲 東京都千代田区神田小川町 1-6-1 宝ビル 8 階
株式会社日本シェアオフィスセンター
代表取締役 上谷 光彦

乙